

Vol 1

難民はずっと  
そこにいた

Refugee is...

Special Issue

# 日本の難民条約 加入から25年



**UNHCR**  
The UN Refugee Agency

UNHCRマガジン  
2006年1月  
国連難民高等弁務官事務所

第8代  
国連難民高等弁務官  
**緒方貞子**  
Sadako Ogata

日本が1981年に難民条約に加入して以来、25年の年月が流れました。当時、インドシナ難民への対応に国際的な支援が求められ、日本政府は初めて難民受け入れを決定し、民間組織もさまざまな支援活動を開始しました。

1991年に私が第8代国連難民高等弁務官に就任してからは、日本の政財界およびさまざまな団体・個人がUNHCRを積極にご支援くださるようになりました。日本政府は任意拠出によって賄<sup>まかな</sup>われている事業経費において、米国に次ぐ第2の拠出国となっています。外務省や環境庁（当時）からは優れた幹部職員がUNHCRに派遣されました。旧ザイール（現在のコンゴ民主共和国）へのルワンダ難民流出に際しては、自衛隊が初めて国際平和協力法の一環としてゴマの難民キャンプへの補給活動を行いました。民間レベルでは、経済4団体が中心となり「難民救済民間基金」を設置して募金活動を進めてくださいました。寄付総額は24億円にのぼり、この基金によって多くの有意義な事業が可能となりました。

市民参加の輪もしだいに広がり、私の在任期間中に実施した「キャン



本とUNHCRのパートナーシップが進展することを願ってやみません。

ザイール（現コンゴ民主共和国）のルワンダ難民を訪問する緒方高等弁務官（当時）  
UNHCR/P.Mountzis

プ・サダコ」には日本からも多くの青年が参加し、体験した難民キャンプの現実を、日本社会に伝える役割を果たしてくれました。また、日本のNGOが、アジアだけでなくバルカンやアフリカでも、UNHCRのパートナーとして活躍するようになりました。2000年には民間からの募金窓口となる日本UNHCR協会も設立されました。

このように、日本とUNHCRは、着実に人道支援における良きパートナー関係を築き上げてきたといえるでしょう。その一方で、いま一つ積極的な進展が見られなかったのは、庇護を求めて来日する難民への対応の問題です。日本はインドシナ難民を1万人の枠を設けて受け入れたものの、その後、個々に来日して庇護を求める人々に対する条約の適用にあたって、人道的配慮に基づく制度の運営を確立するために、一層の努力が求められているといえるでしょう。昨今、日本政府、UNHCR駐日事務所、難民支援諸団体の中で活発な協力の動きが伺<sup>うかが</sup>われる折、今後の進展を期待します。

グローバル化が進み、相互依存が深まる世界においては、一国だけが平和でいられるわけではありません。同じ世界に住む仲間としての連帯感を基盤として、さらに日

UNHCR駐日代表  
**ロバート・ロビンソン**  
Robert Robinson

歴史をふり返ると、難民は常にどこかに存在していました。冷戦後の21世紀の今、世界は、民族紛争や内戦の発生、テロの増加がその特徴となっています。紛争の性質は変化しましたが、人々は移動を余儀なくされ続けています。この新しいUNHCRマガジンで取り上げているように、日本はUNHCRにとって力強いパートナーとなってきました。1990年代に、高等弁務官を緒方貞子さんが務められて、日本とUNHCR

の協力体制がさらに強固なものとなって以来、我々の協力関係は今も続いています。今日、日本では、難民支援のネットワークを強化しようとする新しい試みが行われています。日本は、人道活動においてさらに積極的な役割を果たす能力があり、これはまさに日本ならではのユニークな役割です。UNHCRは、難民問題の恒久的な解決策を見つけないという目標において、日本と長期にわたる協力関係を続けて参りたいと思っています。難民問題の解決は、資金援助だけではなく新しいアイデアも必要とされており、日本の役割は非常に大きいものとなっています。

## Contents

目次

### Special Issue

## 日本の難民条約 加入から25年

### 3 UNHCRと日本の 協力の軌跡

### 6 難民情勢 UNHCRと日本 1981-1989

### 8 難民情勢 UNHCRと日本 1990-1999

### 10 難民情勢 UNHCRと日本 2000-2005

### 12 メッセージ

#### アントニオ・グテーレス

第10代 国連難民高等弁務官

#### 逢沢一郎

UNHCR国会議員連盟  
事務局長

#### 神余隆博

外務省 国際社会協力部長



表紙写真  
旧ユーゴスラビアで暮らすボスニア難民の子ども  
UNHCR/  
A.Hollmann

掲載記事の転載をご希望の方は、  
UNHCR広報室にご相談下さい。

UNHCR（ユニー・エヌ・エイチ・シー・アール）  
駐日事務所  
〒150-0001  
東京都渋谷区神宮前5-53-70  
UNハウス（国連大学ビル）6階  
TEL 03-3499-2011（代表）  
FAX 03-3499-2273

UNHCRマガジン

「Refugee is ...」Vol.1 2006年1月

発行人 岸守 一  
編集 箱崎律香、野中聖子、  
石関亜沙子  
デザイン 鈴木俊秀  
制作 (株)トライ

UNHCRの援助活動は皆様のご寄付に  
支えられています。ご寄付は日本UNHCR  
協会を通じてお願いします。

郵便振替口座  
口座番号 00140-6-569575  
加入者名 UNHCR協会  
(手数料加入者負担)

# 日本の難民条約 加入から25年 UNHCRと日本の 協力の軌跡

## 1980年代

### 東西冷戦下の 難民問題

#### 1. 難民情勢とUNHCR

UNHCRの設立から約30年、1980年代になっても東西冷戦の緊張は緩和されず、地域紛争が継続し、多くの難民が発生した。

特にアフガニスタンでは、全土に内戦が拡大し、約600万人が難民となってパキスタンやイランなどの周辺国に逃れた。中米では、内戦の起きたニカラグア、グアテマラ、エルサルバドルの3か国で200万人以上の人々が避難を余儀なくされ、その多くが国内避難民となった。また、「アフリカの角地域（エチオピア、ソマリア、ジブチ等）」などでも、戦争や深刻な飢餓の発生により数百万人もの人々が故郷を追われた。

さらにインドシナ3国（ベトナム、ラオス、カンボジア）では、1970年代半ばの政変後、数百万人が陸路や海路で周辺国へ脱出を始めた。UNHCRは、



ソマリアにて(1987年ごろ)

タイに逃れたカンボジア難民のために、キャンプの設置・管理事業を行ったが、こうした事業を直接担うことはUNHCRにとっても初めての試みとなった。

このように1980年代、UNHCRは三大陸で同時に発生した複数の大規模な難民緊急事態への対処を迫られた。1975年の時点で280万人に過ぎなかった難民の総数は、1980年代末には1500万人近くに達し、その間、UNHCRの予算も7600万ドルから5億8000万ドルへと8倍近くに膨れ上がった。UNHCRの援助活動はかつてない規模に拡大し、大規模な難民キャンプの維持・管理は重要な任務となった。

#### 2. 日本の動き

1979年のインドシナ難民国際会議では、欧米諸国が必ずインドシナ難民の第三国定住を受け入れるとの前提条件で、タイをはじめとする周辺国が難民の一時滞在を認めた。このようにインドシナ難民は、第三国定住がその主な解決方法として合意され、250万人もの難民が定住を果たすという稀なケースとなった。日本も延べ1万人を超える難民の定住を受け入れ、これが1981年に難民条約へ加入する契機の一つとなった。

また、大量の難民が流入したタイには多くの国際NGOが駆けつけたが、新たに設立された3つの日本のNGOもUNHCRのパートナーとして加わり、人道支援（難民支援）NGOの先駆けとなった。

1980年代を通じて、インドシナ難民



海上で救援を待つインドシナ難民(1984年) ©UNHCR

やアフリカ難民の窮状に、日本でも支援の輪が広がり、個人・団体から多数の支援がUNHCRに届けられるようになった。

## 1990年代

### 冷戦の終結と 難民問題の複雑化

#### 1. 難民情勢とUNHCR

冷戦が終結した1990年代の世界では、主権国家間の戦争が減少した代わりに、民族間の対立を原因とする国内紛争が激増した。特に、イラク、ルワンダ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ自治州、東ティモールなどでは、激しい戦闘や虐殺を逃れるため、多くの人々が国外へ脱出したり、国内避難民となった。

1990年代のUNHCRは、庇護国での難民支援にとどまらず、危険な紛争地域での難民の保護活動や、短期間で大規模な援助活動を展開する緊急事態即応能力の向上、軍との連携（特に旧ユーゴスラビアやルワンダ）、紛争地域での職員の安全確保などが求められた時代でもあった。1991年に就任した緒方貞子難民高等弁務官は、このような深刻な問題に在任中の10年間を通して取り組まねばならなかった。

一方、冷戦の終結で和平が成立した国々（ナミビア、モザンビーク、中米3か国、カンボジアなど）では、難民の故郷への帰還が実現していた。1980年代までは、帰還民に対する責任は難民の出身国政府にあるとみなされ、UNHCRの支援は限定的なものだった。



ボスニアにて(1996年)

た。しかし1990年代になると、戦争で荒廃した社会への帰還してきた人々の再定着の促進は、紛争や難民流出の再発を防ぐ上で重要な課題と認識され始めた。そのためUNHCRの活動は、帰還民の再定着や生活再建にまで広がることとなった。

このように短期間に大規模な難民の流出が起こる緊急事態や多数の難民帰還を経験した1990年代、UNHCRは、ピーク時には約2800万人もの援助対象者を抱えていた。そのためUNHCRは、難民発生を予防することや、本国へ帰還した人々が再び難民となることを防ぐための活動にも力を注ぐようになった。そして各国政府やほかの国連機関のみならず、NGOとの協力もより緊密なものとするため、1993年から日本を含む世界各地でパリナック(PARinAC: Partnership in Actionの略)協議を始めた。当時、UNHCRは世界で約300のNGOとの間で3億ドルの実施契約を結んでいた。拡大する援助活動の規模を反映して、UNHCRの支出は1992年に初めて10億ドルを超えた。

## 2.日本の動き

日本政府は、1990年代を通じてUNHCRを積極的に支援し、毎年米国に次ぐ第2位の拠出国(UNHCR年間予算の9-13%に相当)となっていたが、資金のみならず新たな形態の協力にも踏み切った。これは、緒方高等弁務官の各国政府への援助パッケージ(資金や物資だけでなく人員も含めて援助を担うというもの)の呼びかけに応えたものである。国際平和協力法に基づき、ルワンダ難民に対して行った1994年の支援を皮切りに、1999年にはコンゴ難

民や東ティモール避難民に対し、テントやビニールシート、寝袋などの物資を提供し、日本からの空輸は自衛隊が担った。ルワンダ難民に対しては、自衛隊が旧ザイールに駐在し、医療活動などを行った。

さらに1991年3月、緒方高等弁務官の就任後すぐには、経済団体連合会を中心とした経済界が難民救済民間基金を設置し、民間各層に広く募金を呼びかけた。この基金は1990年代に頻発した危機に即応するための資金的な基盤となった。

こうした日本の官・民による支援は、相次ぐ大規模な難民の流出と帰還に対処する中で、庇護国における対応だけでなく、「予防、出身国における対応、解決」に重点を置くようになったUNHCRの活動をより強く支えるものであった。また、日本のNGOもアフリカや旧ユーゴスラビアといった難民危機の渦中に展開し、少しずつその存在感を示し始めていた。

### 21世紀の難民問題

## 平和の定着 保護機能の見直し 非寛容との戦い

### 1.難民情勢とUNHCR

新世紀に入り、自国に帰還する難民がいる一方で、解決のめどのない長期化した難民問題や新たな危機で家や国を追われる人々があり、UNHCRはさまざまな事態に的確に対応することが求められている。

2001年9月11日の米国においてテロ事件が起こり、アフガニスタンでは、長い間膠着していた内戦状態から一転して統一政権の樹立というプロセスに踏み出した。20年以上に及ぶ内戦の終結は予想を超えた規模の難民帰還につながり、現在までに約350万人が帰還した。また、2005年初頭に和平合意が成立したスーダン南部へは今後約55万人の難民と約400万人ともいわれる国内避難民の帰還が期待されている。

一方、コートジボワール、中央アフ

リカ共和国、スーダン西部のダルフル地方などでは新たな紛争が起きた。中でもダルフルでは民兵集団による地元住民の攻撃が凄惨を極め、「世界最悪の人道危機」と呼ばれる深刻な状況に陥った。これにより隣国チャドへは20万人の難民が流出し、200万人近くが国内避難民となった。

UNHCRは、このような難民情勢の中で、職員の安全確保、長期化する難民問題の解決、緊急人道援助から開発へのギャップを埋める試み、移民と難民の混在する世界における保護機能強化と国際社会に広がる「非寛容」の風潮に対する戦いなど、さまざまな課題に取り組んできている。

アフガニスタン、アンゴラ、ブルンジ、コンゴ民主共和国、リベリア、スーダン南部のように内戦が終結し難民が帰還し始めても、長い紛争のため国土が荒廃し、帰還民を受け入れるための基本的インフラすら存在しない状況では、平和を定着させるための共同体の再構築が急務となる。UNHCRは、難民の帰還から開発への継ぎ目のない移行(帰還repatriation、再定着reintegration、復興rehabilitation、再建reconstructionを総称して4Rsと呼ばれる)に努力している。

また、難民条約50周年を記念して2000年から2年間にわたり「難民の国際的保護に関する世界協議(グローバル・コンサルテーション)」を開催し、1951年に成立した難民の地位に関する条約では明記されなかった国際保護の重要事項を再検討し、「難民保護への課題(アジェンダ・フォー・プロテクション)」という成果にまとめられた。その一方、難民を取り巻く状況は、「9.11事件」をはじめとする国際テロ



コンゴ民主共和国からの難民(2002年、ザンビア)  
©UNHCR



テントを立てるチャドのスーダン難民（2004年）  
UNHCR/E.Cue

が多発する中、ますます厳しいものとなっている。2005年6月に就任したアントニオ・グテーレス高等弁務官は、テロに立ち向かう必要性を認めながらも、テロリストや不法移民と難民を混同し、人道上の保護を真に必要とする難民への寛容さが失われてはならないと国際社会に対し訴えている。

## 2.日本の動き

2000年末の緒方高等弁務官の退任を挟み、日本ではUNHCRをさらに支援しようとするさまざまな取り組みが始まっている。

政界では2001年1月、森喜朗首相（当時）が、日本の現職の首相として初めてケニアにあるカクマ難民キャンプを視察。翌2月には、森首相の呼びかけにより、超党派で構成されるUNHCR議員連盟が発足した。2005年11月には、逢沢一郎議連事務局長が、同じくカクマ難民キャンプを視察し、帰国後の報告会で「この瞬間にも難民を忘れてはならない」と訴えた。民間では、2000年10月、日本国連HCR協会（2005年9月、日本UNHCR協会に名称変更）が設立され、UNHCRの公式支援窓口として広報や募金活動を積極的に行っている。

またUNHCRとJICA（国際協力機構）の協力も5年目に入り、人事交流や定期的な意見交換に加え、ザンビアにおける難民と地元共同体との補完的開発、アフガニスタンやスーダンなど現場での連携強化も進捗している。

2000年8月に駐日事務所に設立されたeセンター（eCentre）は、アジア太平洋地域を対象に、UNHCRと協力して人道活動を行う政府職員、NGOなどの能力強化およびネットワーク構築を目的としている。同センターで安全確保などの訓練を受けた日本のNGOスタッフは、アフリカやアジア地域などで活発に活動している。また、2005年からJICAの支援を得て、人道から開発への移行支援のためのワークショップも開催されている。

日本政府との間では、人間の安全保障を中心とするパートナーシップが模索されている。UNHCRは、長期化する難民問題の恒久的解決策の一環として、難民の自助努力や潜在的な能力に注目しているが、これは人間の安全保障が掲げる「保護と能力強化」と呼応するものである。1999年に日本政府が設立した人間の安全保障基金は、旧ユーゴスラビアをはじめ、ルワンダ、コソボ、ザンビア、コロンビアでUNHCRの活動を支援しているが、前述のeセンターも同基金の支援を受けて設立された。日本政府による拠出金は依然として第2位（2004年現在）の水準を維持している上、アフガニスタン、イラク、スーダンからの難民向け援助物資の空輸という協力も行われた。

こうした状況を背景に、2005年10月に訪日したグテーレス高等弁務官は、日本とは財政貢献などをこえた戦略的パートナーシップの構築をめざし、日本のNGOやJICAとの緊密な連携、日本の政治力を難民問題の緩和に応用すること、日本への難民受け入れの拡大などに対する期待を表明した。



タイのキャンプで職業訓練を受けるミャンマー難民（2004年）  
©UNHCR

## 日本における庇護

日本は1981年に難民条約に加入して、基本的な国内法（出入国管理及び難民認定法）と難民認定のための手続きを整備しました。以後、2004年までの間に、330人が難民として認定されています。それとは別に、条約上の難民の地位は付与されていないものの、閣議決定により約1万1000人のインドシナ難民も受け入れており、日本への定住は一定の成功をおさめました。2005年、法改正により従来の難民申請期間の制限<sup>\*1</sup>は撤廃され、また難民申請者の法的な地位が安定化されました。異議申立て手続き<sup>\*2</sup>に第三者である民間人が参加する制度も導入されました。

しかし、庇護の付与には法律の条文だけではなく、その柔軟で人道的精神に基づく運用も必要とされます。同時に、一般社会に、難民が出身国を逃れた理由やその不安定な状況、そして難民が庇護国にもたらす貴重な貢献への理解を育んでいく必要もあります。第三国定住の受け入れを含めた責任・負担の分担も、世界規模で難民問題を解決するうえで重要な手段の一つです。多くの国は、確立された第三国定住プログラム<sup>\*3</sup>を持っています。日本は、インドシナ難民以外では、海外の難民キャンプで危険にさらされている難民の第三国定住受け入れ事業は行っていません。このような定住プログラムの設置は、日本の人道活動へのコミットメントのさらに力強い表明になるのではないのでしょうか。

\*1 難民申請を上陸日または難民となる事由の発生を知った日から60日以内に行わなければならないという、いわゆる「60日ルール」。この制限の撤廃は、公正な庇護手続きの国際基準にのっとったものである。

\*2 一次の審査で難民として認定されなかった人が再審査を求めることのできる制度。改正以前は、法務省入国管理局の職員のみで異議の審査がなされていた。

\*3 迫害の危険が続いているため、また他の理由により、難民が自国に帰還することができず、また最初に庇護を求めた国に安定して住むこともできないことが多くある。このような状況下では、第三国への定住が最良の解決策となる。

# 1981-1989

難民  
避難民数 **1070万人** (1984年12月31日現在)

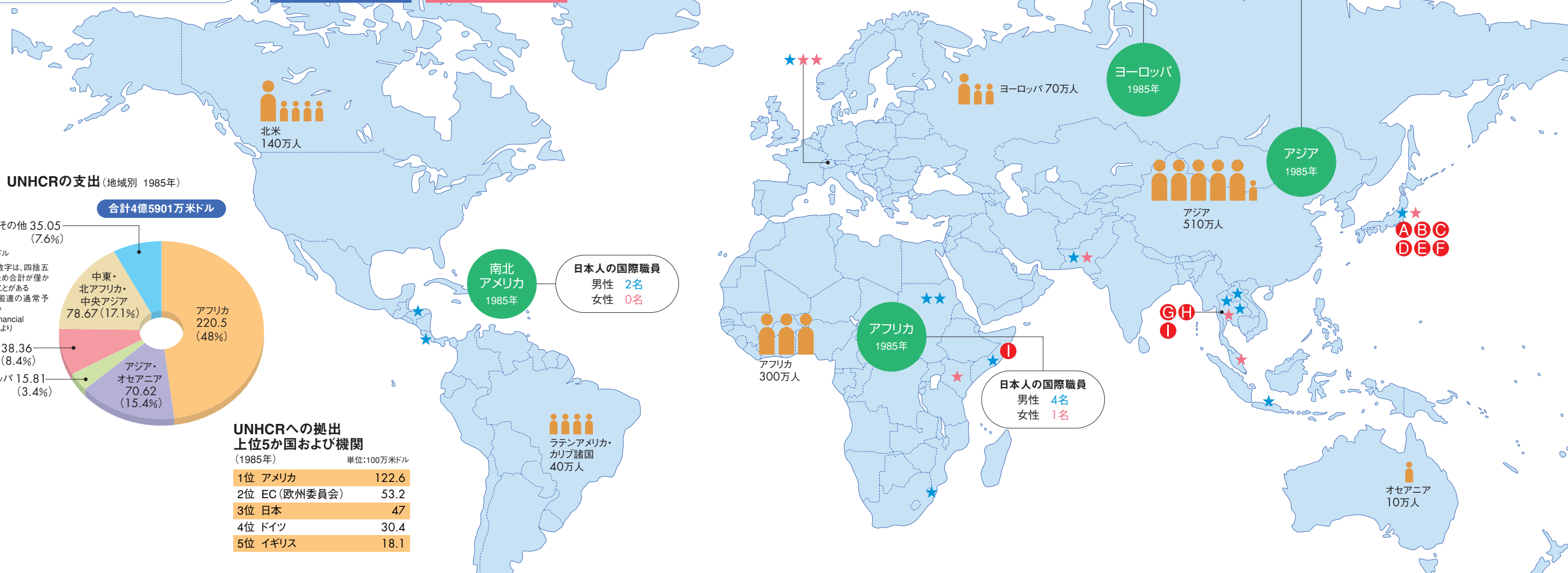
## UNHCR

予算:  
**4億4500万**米ドル  
(1985年度)

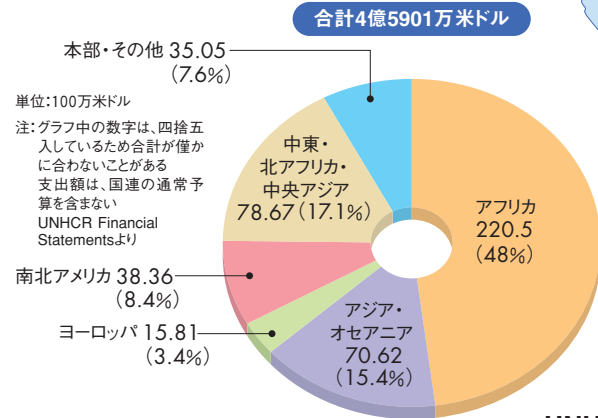
支出:  
**4億5901万**米ドル  
(1985年12月31日現在)

事務所数  
**67**か国に**94**  
(1985年)

職員総数(うち国際職員数)  
**2043**人(596人)  
(1985年12月現在)



UNHCRの支出(地域別 1985年)

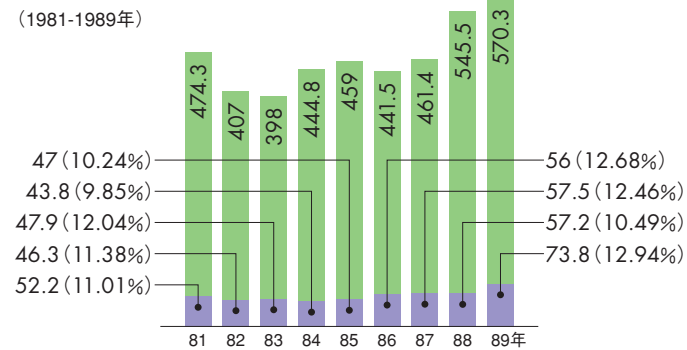


UNHCRへの拠出  
上位5か国および機関

(1985年) 単位:100万米ドル

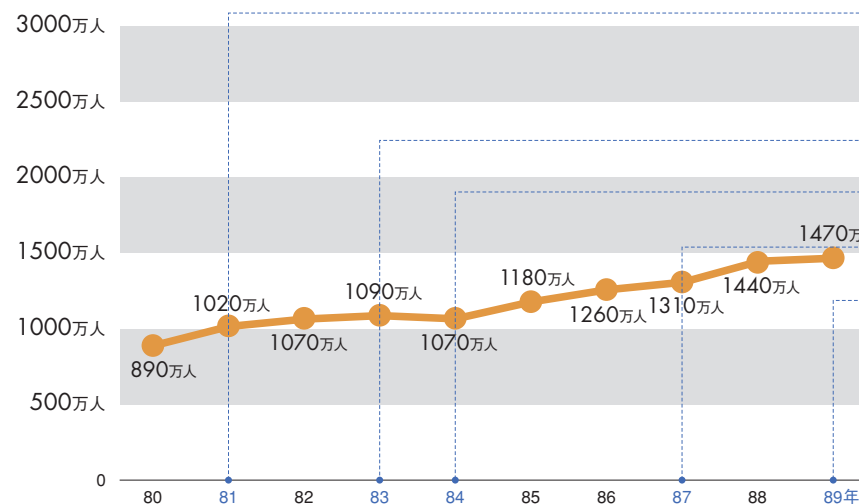
1位	アメリカ	122.6
2位	EC(欧州委員会)	53.2
3位	日本	47
4位	ドイツ	30.4
5位	イギリス	18.1

日本政府によるUNHCRへの拠出金



UNHCRが援助している  
世界の難民・避難民数

各年12月31日現在  
(世界難民白書2000より)



UNHCRと契約して委託事業を実施する  
日本のNGO(1985年)

団体名	活動地
A カリタスジャパン	日本
B 日本国際社会事業団(ISSJ)	日本
C 日本赤十字社	日本
D 法律扶助協会(JLAA)	日本
E 立正佼成会	日本
F アジア福祉教育財団 難民事業本部(RHQ)	日本
G 幼い難民を考える会(CYR)	タイ
H シャンティ国際ボランティア会(SVA)	タイ
I 日本国際ボランティアセンター(JVC)	タイ・ソマリア

UNHCRが援助している世界の難民・避難民数  
(1984年12月31日現在、Helping Refugees 2005 Editionより)

100万人 50万人 10万人

日本人のUNHCR国際職員 合計20名  
(1985年6月30日現在)

★ 男性(1名) ★ 女性(1名)

# 1990-1999

難民  
避難民数 **2742万人** (1994年12月31日現在)

## UNHCR

予算:  
**12億6900**万米ドル  
(1995年度)

支出:  
**11億4294**万米ドル  
(1995年12月31日現在)

事務所数  
**118**か国に**258**  
(1995年)

職員総数(うち国際職員数)  
**5441**人(1498人)  
(1995年12月現在)

### UNHCRに対する日本の物的支援

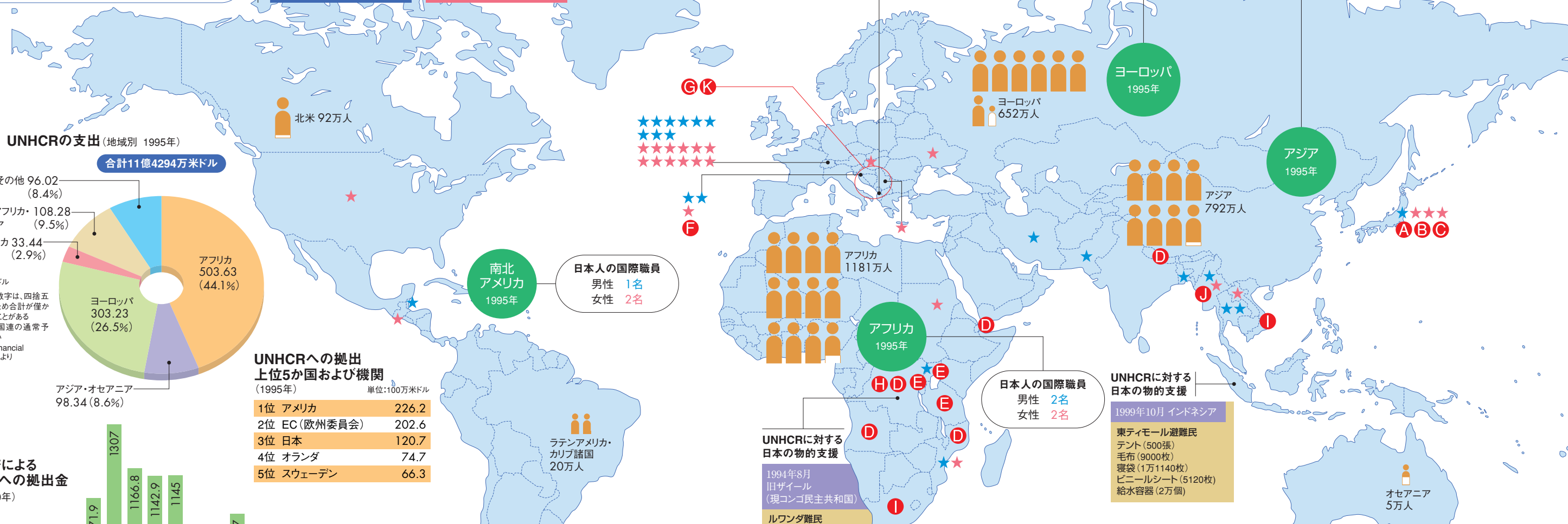
1999年4月  
アルバニア共和国  
コンボ難民  
毛布(1万枚)  
寝袋(5000枚)  
テント(1000張)

日本人の国際職員  
男性 **11**名  
女性 **16**名

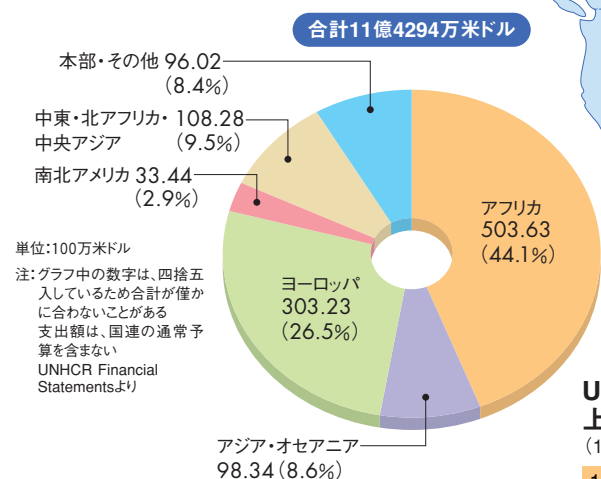
日本人の国際職員  
男性 **7**名  
女性 **5**名

休職・その他  
1995年

日本人の国際職員  
女性 **1**名



### UNHCRの支出(地域別 1995年)

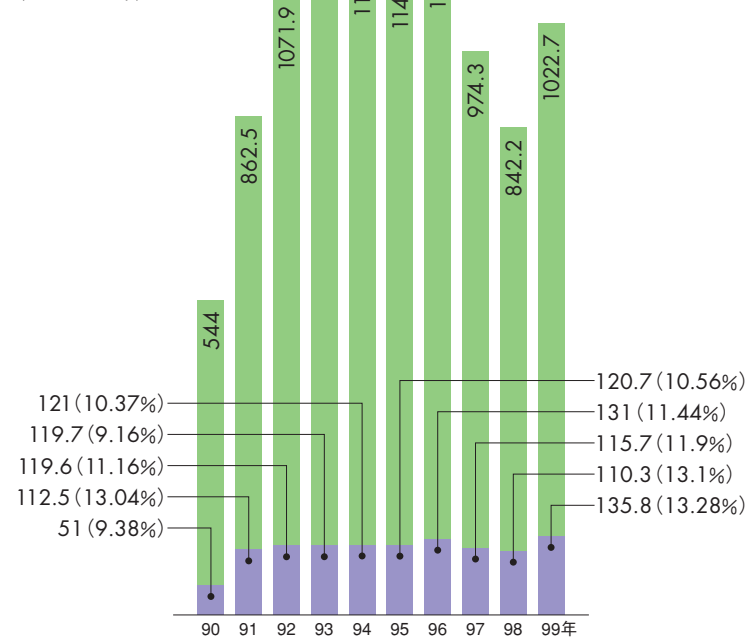


### UNHCRへの拠出 上位5か国および機関

(1995年) 単位:100万米ドル

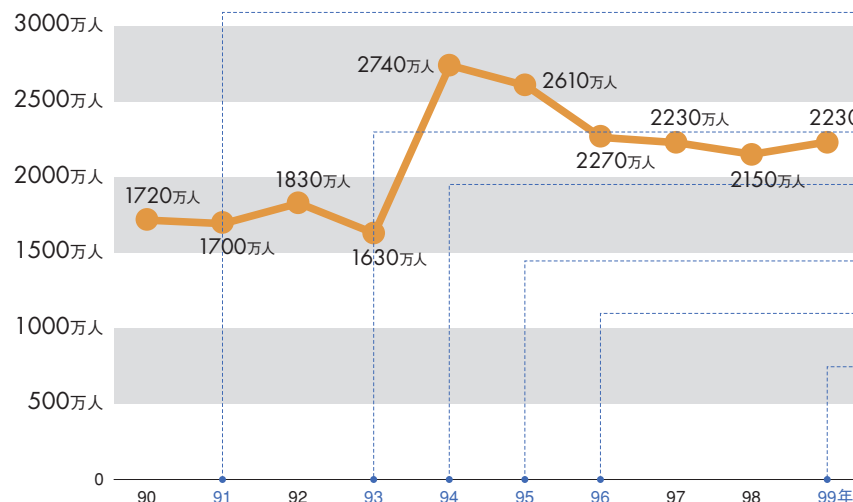
1位	アメリカ	226.2
2位	EC(欧州委員会)	202.6
3位	日本	120.7
4位	オランダ	74.7
5位	スウェーデン	66.3

### 日本政府による UNHCRへの拠出金



### UNHCRが援助している 世界の難民・避難民数

各年12月31日現在(世界難民白書2000、Helping Refugees 2005 Editionより)



### UNHCRと契約して委託事業を実施する 日本のNGO(1995年)

団体名	活動地
A アジア福祉教育財団 難民事業本部 (RHQ)	日本
B 日本国際社会事業団 (ISSJ)	日本
C 法律扶助協会 (JLAA)	日本
D AMDA (アジア医師連絡協議会)	ネパール・アンゴラ・ジブチ・コンゴ民主共和国・モザンビーク
E アフリカ教育基金の会 (AEF)	ウガンダ・ルワンダ・タンザニア
F 日本国際協力センター (JICE)	クロアチア
G ジェン (JEN)	旧ユーゴスラビア
H 日本アジア・ボランティア・ネットワーク (AVN)	コンゴ民主共和国
I 日本国際ボランティアセンター (JVC)	ベトナム・南アフリカ
J ブリッジ エーシア ジャパン (BAJ)	ミャンマー
K 難民を助ける会 (AAR)	旧ユーゴスラビア

# 2000-2005

難民  
避難民数 1920万人 (2004年12月31日現在)

## UNHCR

予算:  
11億9100万米ドル  
(2004年度)

支出:  
10億3754万米ドル  
(2004年12月31日現在)

事務所数  
116か国に263  
(2005年7月1日現在)

職員総数(うち国際職員数)  
6824人(2042人)  
(2005年12月現在)



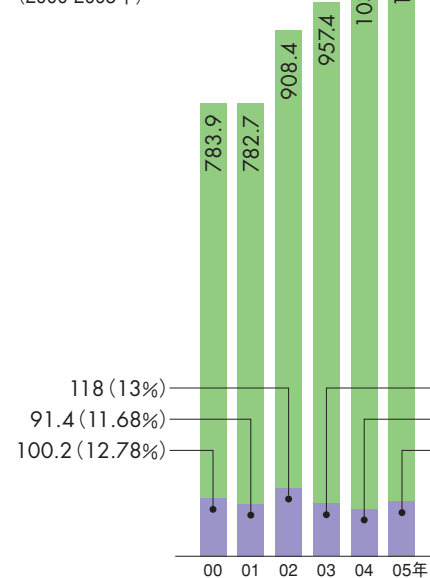
単位:100万米ドル  
注:グラフ中の数字は、四捨五入しているため合計が僅かに合わないことがある  
支出額は、国連の通常予算を含まない  
UNHCR Financial Statementsより

### UNHCRへの拠出 上位5か国および機関

単位:100万米ドル (2005年)

1位 アメリカ	322.7
2位 日本	94.5
3位 EC(欧州委員会)	85
4位 スウェーデン	84.5
5位 オランダ	76.5

### 日本政府による UNHCRへの拠出金

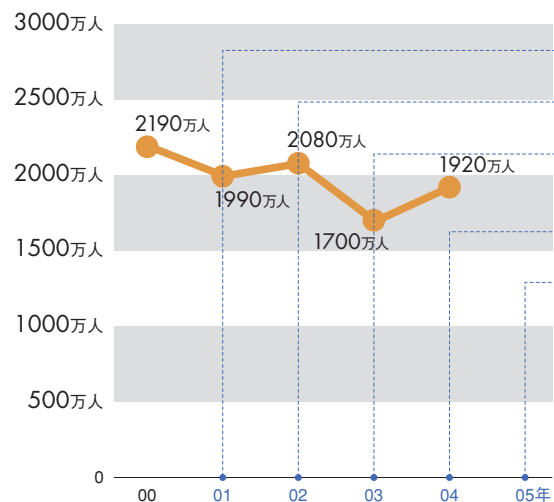


UNHCRの総支出額  
単位:100万米ドル  
注:国連の通常予算を含まない  
UNHCR Financial Statementsより  
05年のみ推計額

日本政府による拠出金  
単位:100万米ドル  
UNHCRの支出全体に占める割合(%)

### UNHCRが援助している 世界の難民・避難民数

各年12月31日現在  
(Refugees by Numbers 2005 Editionより)



UNHCRが援助している世界の難民・避難民数  
(2004年12月31日現在、Refugees by Numbers 2005 Editionより)

100万人 50万人 10万人

日本人のUNHCR国際職員 合計66名  
(2005年10月18日現在)

★ 男性(1名) ★ 女性(1名)

### UNHCRに対する 日本の物的支援

2003年3月  
ヨルダンおよびシリア  
イラク難民  
テント(160張)

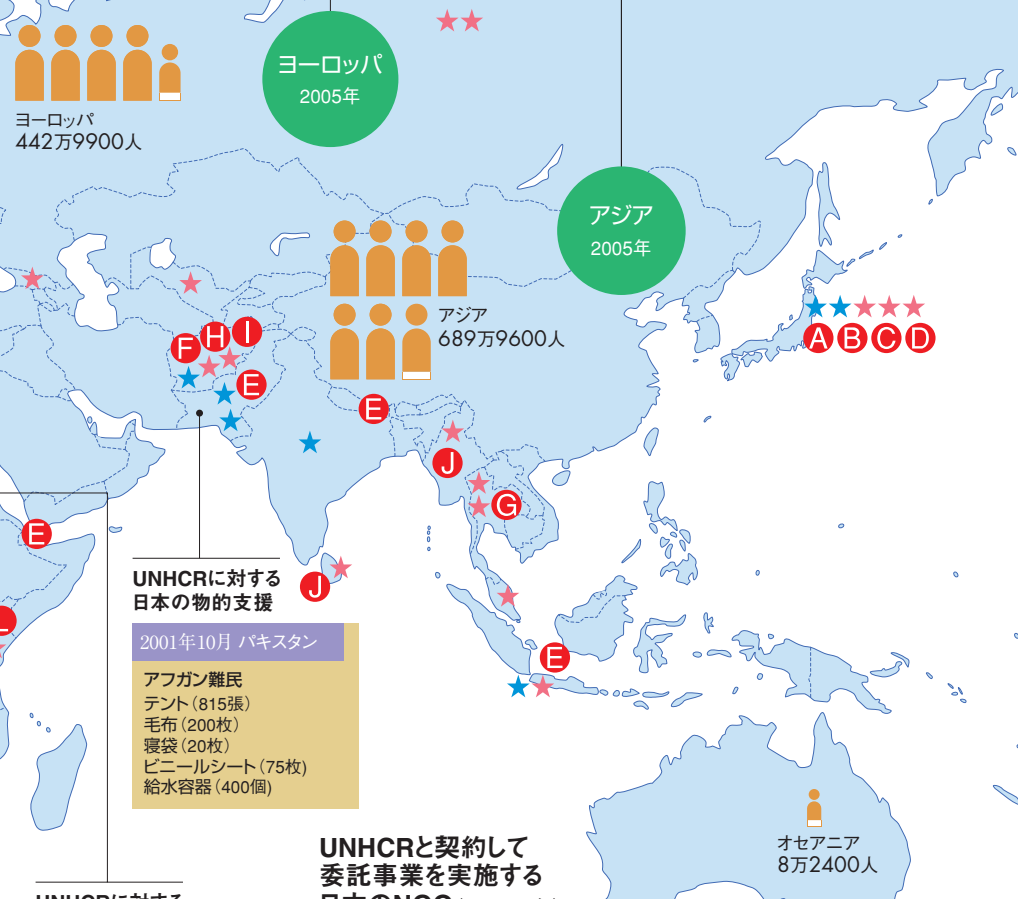
UNHCRに対する  
日本の物的支援  
2001年10月 パキスタン  
アフガン難民  
テント(815張)  
毛布(200枚)  
寝袋(20枚)  
ビニールシート(75枚)  
給水容器(400個)

UNHCRに対する  
日本の物的支援  
2004年10月 チャド  
スーダン難民  
テント(700張)

日本人の国際職員  
男性 9名  
女性 15名

日本人の国際職員  
男性 7名  
女性 13名

休職・その他  
2005年  
日本人の国際職員  
男性 1名  
女性 3名



### UNHCRと契約して 委託事業を実施する 日本のNGO(2004-05年)

団体名	活動地
A 難民支援協会(JAR)	日本
B 日本国際社会事業団(ISSJ)	日本
C 日本UNHCR協会	日本
D 法律扶助協会(JLAA)	日本
E AMDA	ジブチ・ネパール・パキスタン・インドネシア
F ジェン(JEN)	アフガニスタン
G シャンティ国際ボランティア会(SVA)	タイ
H セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	アフガニスタン
I ピース ウィンズ・ジャパン(PWJ)	アフガニスタン・リベリア・シエラレオネ
J ブリッジ エーシア ジャパン(BAJ)	ミャンマー・スリランカ
K 緑のサヘル(AGS)	チャド
L ワールド・ビジョン・ジャパン(WVJ)	ケニア・スーダン



UNHCR/S.Hopper

第10代 国連難民高等弁務官

## アントニオ・グテレス

António Guterres

紛争や迫害によって避難を余儀なくされた世界中の何百万という人々を支援し保護するにあたり、難民の保護機関であるUNHCRは今、さまざまな挑戦に直面しています。特に、社会に広がる不寛容さに立ち向かい、難民と移民が混在し、人口移動が複雑化する中においても難民を保護し、そして難民問題の恒久的な解決に向けて、緊急支援と開発との間に存在するギャップに取り組むことが大きな課題となっています。

これらの課題に挑戦するため、UNHCRは、日本との戦略的なパートナーシップ構築を重視しています。日本はこれまで長い間、第二位の拠出国としてUNHCRを支えてくれました。今後、寛大な財政貢献に加えて、難民問題の解決のために支援を拡大し、外交力を活用して、UNHCRの政策や意思決定にも

積極的に参加していただきたいと願っています。

特に2006年は、藤崎一郎ジュネーブ国際機関代表部大使がUNHCR執行委員会議長として指導力を発揮されることと存じますので、日本との協力の新たな一頁を予感させます。

UNHCRは、帰還した難民が、紛争後の平和な社会と地元の開発に統合されることをめざし、緒方元高等弁務官が理事長を務めるJICAと緊密な協力体制を築いています。さらに、個人の保護と能力強化に力を入れる人間の安全保障に対する日本の関心とも歩調を合わせております。

日本は、不寛容さへの挑戦においても特に重要な役割を果たしてくださると期待しております。また、難民保護へのさらなる協力として、日本が、難民の第三国定住を受け入れている国々と肩を並べていただけると願っております。

いずれも難しい挑戦ですが、日本の皆さまのご協力があれば、これらの難題に取り組んでいくことができると思います。



写真提供：逢沢一郎事務所

UNHCR  
国会議員連盟事務局長

## 逢沢一郎

Ichiro Aisawa

UNHCR国会議員連盟は、超党派組織であり、2001年2月に森喜朗元首相が中心となって発足しました。議員連盟は、難民の状況を改善するために活動してきました。逢沢一郎事務局長は、2005年11月のケニアのカクマキャンプへの訪問について次のように述べています。

## ケニア、カクマ難民キャンプへの訪問

カクマ難民キャンプを訪問して、10年以上という長期間にわたり難民キャンプで暮らしている人々と交流する機会に恵まれたことで、こういった人々への責務を改めて自覚しました。人道援助は日本の外交政策の重要な柱であり、日本は、国際社会において

果たすべく重要な役割を担っていると信じています。志を同じくする国会議員や日本の国民の皆さんとともに、「忘れられた」難民のために、UNHCRの精神を生かして、難民の方々を取り巻く状況の改善に努めたいと考えています。



写真提供：外務省

外務省  
国際社会協力部長

## 神余隆博

Takahiro Shinyo

「UNHCRマガジン特別号：日本の難民条約加入から25年」の発行を心より歓迎します。今回のマガジンは、日本が1981年に国連難民条約に加入して以来、その時々の世界情勢に応じたUNHCRの活動に対し我が国がどのような支援を行ってきたかということがわかりやすくまとめられており、日本とUNHCRの協力関係を概観する上で、非常に有益な資料であると思います。

我が国は、人間一人ひとりの保護と自立のための能力強化をめざす「人間の安全保障」の視点から、外交の優先課題の1つとして、地球的規模問題への取り組み及び平和の構築の課題に重点的に取り組んできております。その一環として、我が国は、世界

的規模で難民および一部の国内避難民等に対する人道支援を実施しているUNHCRの活動を高く評価し、継続的にUNHCRを支援してきております。ちなみに日本とUNHCRとは「人間の安全保障パートナーシップ」として、アフリカはもとよりアジアにおいてもインド洋津波やパキスタン地震の際にも緊密な協力を進めてきております。昨年10月には、グテレス国連難民高等弁務官が就任後初来日し、町村外務大臣（当時）他との会談において、人間の安全保障の理念に基づき、日本とUNHCRとの協力関係を維持・発展させていくことを確認しました。

今日、難民や自然災害の被害者など、世界の多くの社会的弱者に対し、日本が今まで以上の重要な役割を果たすことが期待されております。このような我が国の国際貢献の基礎となるのは、まさに国民の皆さま一人ひとりのご理解と力強いご支援であります。今回のUNHCRマガジンの発行がその一助となることを期待いたします。